

大臣 次官 Doc 2779 Cont attached

極秘

No. 1

東亞局長

東亞局第一課長

広東攻略ノ件

部外極秘

(昭和二三・八・三。亜一)

八月三十日影佐岡陸海軍務課長談左通り
 一、広東攻略、具体的計画は行ハニ、日前ヨリ陸海軍
 間ニ於テ具体的ニ協議ヲ進メツソアリ
 陸軍、兵カハ大伴三箇師団ノ豫定
 二、英國ト、摩擦ヲ考慮シ、陸上兵カハ「バイアス」
 湾、東部半島ニ揚陸、陸上ヨリ広東攻略ヲ行フ
 三、広東攻略ハ外交上重要關係アリ、從テ五相会
 議辺リニテ方針ヲ決定セラルヘキモノナリトノ見解ア
 ルモ、他方五相會議ニ於テハ既ニ戦局ノ推移ニ依リ
 隨時支那各地ノ要所ヲ占領スルノ方針ヲ決
 定シ居リ、広東攻略ハ右ノ方針ノ一適用ニ外ナラス
 而モ広東作戰ハ純然タル統帥系統ニ属スル
 行動ナルニ依リ五相會議ニ於テ方針ヲ決定スルノ
 形式ヲ採ルトハ、統帥權干犯ノ議論モ生ヌヘク
 未タ確タル意見ノ決定ハナキモ大伴陸海軍大臣
 ヨリ外務大臣若シクハ五相會議辺リニ内談スルカ如キ
 コトニ成ルモノト思ハル

「ワシントン」文書局 證明書
國際檢察部 第一書

第二七七九號

證據及ヒ公正ニ関スル證明

Doc 2779

余、林馨ハ余ガ下記ノ資格ニ於テ、即チ日本外務省
文書課長トシテ、日本政府ト公的関係ニ在ルモノナルコト、
並ニ該官吏トシテ余ガ茲ニ添附セラレタル、三頁ヨリ成ル
千九百三十八年ノ昭和三十二年ノ八月三十日附、下記題名、即チ
千九百三十八年八月三十日附、廣東政界ニ就キ影佐、岡、陸軍
大將官ノ協定ニ関スル外務省覽書ノ文書ノ保管ニ任ジ
居ルコトヲ茲ニ證明ス。

余ハ更ニ添附ノ記録及ビ文書ハ日本政府ノ公文書ナルコト、並ニ
右ガ下記名稱ノ省又ハ部局ノ公式書類及ビ綴、一部ナルコトヲ
證明ス。(若シアラバ綴番號又ハ引用、其他公式書類又ハ綴
ニ於ケル該文書ノ成規所在ノ公式名稱ヲモ特記スベシ) 外務省
千九百四十七年ノ昭和三十二年ノ六月四日
東京ニ於テ署名

當該官吏署名欄

林馨

右者ノ公的資格

文書課長

證人

ケー、浦部

公式ノ手ニ関スル證明

余、ヱー、ケー、カーテスハ、余ガ聯合國最高指揮官總司令
部ニ關係アルモノナルコト、並ニ上記題名ノ文書ハ余ガ公務上、
日本政府ノ上記署名官吏ヨリ入手シタルモノナルコトヲ茲ニ證明ス。

千九百四十七年ノ昭和三十三年ノ六月五日

東京ニ於テ署名

陸軍少中尉、ケー、カーテス

氏名欄
右者ノ公的資格
證人

國際檢察部調査員
リチャード、ミチケ、ラービユ

No. 2